１９８８年国連事務総長年次報告

ハビエル・ペレス・デクエヤル

国際連合広報センター

１９８８年国連事務総長年次報告

ハビエル・ペレス・デクエヤル

国際連合広報センター

I

私は昨年の年次報告で、地球のすべての人々を乗せた小船の帆がようやく、微かながらも追風をとらえたようだと述べた。当時はまだ紛争の暗い雲がのしかかっていたこともあり、それ以上に大胆な比喩を用いるのは適切とは思えなかった。しかしその後の一連の事態の進展ぶりは、私が期待を表明するのに慎重になったのには理由があったことを示している。この小船は用心深くかつ辛抱強い舵取りのおかげで、ようやく、大きな陸地が見えるところにまでたどりついたのである。

この数カ月間にみられた事態は、偶然の産物ではなかった。これは国際連合によって長年にわたり継続されたうえ、最近さらに強化された外交活動の結果にほかならない。国際的な平和と安全の問題に関しては、国連の主要機関はますます、国連憲章の想定どおりに機能するようになってきた。安全保障理事会と事務総長の日常の関係も、これまではおよそなかったほど緊密なものになっている。そればかりでなく、最近は世界的なレベルで国際関係が改善され、国連が効果的に活動できる新たな機会が生まれていることに感謝したい。信頼感を植え付けて成果をあげるうえでは、多国間協力が他のいかなる方法よりもはるかに優れていることが証明されたのである。おかげで世界中で何百、何千万人もの人々が、国連がもつ可能性や彼らが国連に対して抱く期待の正当さを身にしみて味わうことができた。

もちろん国際情勢は現在もなお、目に見えるもの、あるいは陰に潜んでいるものなど、さまざまな緊張や危険の火花に彩られている。われわれが直面する複雑な諸問題について、解決は容易であるなどと自己満足に陥ることは許されない。しかし、混乱状態にある地域にも国連の努力を通じて平和をもたらせる可能性は、明らかに近づいてきている。

II

4月に締結されたジュネーブ協定は、アフガニスタン情勢の平和的解決を達成し、すべてのアフガニスタン人が民族自決の権利を行使できるようにするための基礎を築くという努力に大きな前進がみられたことを示している。事務総長主宰の交渉での合意に世界で最も強力な２カ国が共同保証国となったのは、これが初めてである。この協定がすべての調印国によって誠実かつ完全に履行されるならば、この地域および全

世界での平和達成の目標に、大きく役立つことだろう。協定が発効するや否や、国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション（ＵＮＧＯＭＡＰ）は直ちに、アフガニスタンからの外国軍隊の撤退を含め、その実施状況の監視を開始した。国連はさらにそれから数週間以内には、私がとくに任命した調整官の監督のもとに、アフガニスタンの人々がこの重大な時期に抱えている深刻な経済的、人道的必要を満たせるよう援助するための人道的並びに経済的援助計画を開始した。

8 月20日には、 8年間にわたって続いていたイラン・イラク戦争の、安保理決議 598 (1987) を完全に反映した停戦が成立した。停戦と同時に、国連イラン・イラク軍事監視団（ＵＮＩＩＭＯＧ）が配置された。イラン、イラク両国に対してはそれと同時に、私が主宰する高級当事者直接交渉に代表を派遣するよう要請され、交渉は予定どおり 8月25日に開始された。これは、事務総長に託された使命が安保理によって積極的に支持され、また他の加盟諸国の補足的な努力によって支援された場合の効率を物語るものである。しかし安保理決議 598（1987）の実施という複雑な課題を達成するためには、真の平和によって、変動的な情勢の下ではあり得ない再建と前進のための機会が双方とも得られるのだという確信に基づいて、イラン・イラク両国が今後も、行動することが不可欠となる。安保理が期待する公正で永続的な解決を達成させるために、私は最善を尽くしたい。

ナミビアの独立の見通しに関しては、進展が見受けられた。最近の外交活動は南部アフリカでの平和へのプロセスに大きく貢献しており、その結果、ナミビア問題はこれ以上の遅滞なく解決されそうな見通しとなってきた。安保理決議 435（1978）の実施開始日としては、1988年11月 1日が提案された。このような事態に鑑み国連事務局は、国連独立移行支援グループ（ＵＮＴＡＧ）を適当な時期にナミビアに配置できるようにしておくため、非常事態計画の再検討を開始した。このような努力がやがて、ナミビアの人々に独立をもたらすのに成功することを期待したい。

キプロス問題ではこれまで長年にわたり、安保理から与えられた権限に基づく事務総長の間断ない調停工作が必要となってきたが、私の最も新しいイニシアチブは当事者双方から、これまでにない反応を引き出している。双方の指導者は私が出席した 8月24日の交渉で、一切の前提条件なしに会談するとともに、1989年 6月 1日までにキプロス問題の全側面を交渉によって解決するよう努力するとの意向を表明した。彼らはまた私の任務に協力したいとの希望を確認して、 9月15日に会談を開始するほか、第一段階に納めた成果を私とともに再検討することに同意した。

過去 1年間にはカンボジアの各派と関係諸国との対話が開始されたことによって、東南アジアにおける平和への展望もやはり改善された。これは、すべての当事者が問題の政治的解決を望んでいることを示す、うれしい傾向である。中心的な主要問題について近く具体的な前進が達成されることを、私は心から期待している。包括的な政治的解決に必要な枠組みを作り上げるための一助として、私は各当事者にいくつかの具体的なアイディアを提示した。この平和への過程を実らせるため、私は今後もさらに役立ちたいと願っている。

長年にわたる努力の結果、西サハラ問題の公正かつ永続的な解決についても、それにふさわしい雰囲気がつくり出された。私がアフリカ統一機構（ＯＡＵ）の議長とともに和平提案を提出したのに対して、各当事者は 8月30日、いくらかの所見や論評を添えて、これを受け入れる旨を伝えてきた。これは国連がこの地域で民間人および軍人双方の参加のもとに、重要な活動を展開しなければならないことを意味している。私は全当事者が必要な善意を示すことによってこの問題が間もなく最終的に解決されることを期待しており、その結果、この地域で見受けられる好ましい傾向が一層強化されるものと確信している。

これらの問題はすべて、状況はそれぞれ異なるにせよ、国連憲章の原則に基づき、しかるべき目的に向かって、多角的かつその他さまざまなレベルでの外交活動が展開された結果、解決へと近づいたものである。国連はいかなる形のものであれ、外交上の全能の神になることも求めないし、もともとそうした性格のものではない。国連が期待するのは各国、とくに特定の問題や情勢、あるいは地域に利害関係をもつ諸国間の外交が、それが掲げる目標の達成に役立つことである。国連が紛争の解決に必要な原則および努力の方向を明示すれば、多角的な国際関係における外交的接触点や影響力のすべてを凝集させて、平和という目標の達成に活用することができる。最近はこのようなプロセスの実用性を示すうれしい兆候が現れている。

国際的な懸念を生じさせ続ける地域的な問題はほかにもある。世界でもきわめて重要な地域である中東の情勢は、より広大な範囲の国際関係に影響を及ぼす。安保理の理事国はこのほど、1967年以降イスラエルが占領しているエルサレムを含むパレスチナ地域の情勢が悪化を続けていることに重大な懸念を表明した。1987年12月以来の暴動は、交渉のプロセスに合意が得られない場合に生じる膠着状態の危険性をまざまざと示している。戦時における文民の保護に関する1949年 8月12日のジュネーブ条約（第 4条約）に基づいて、これら地域のパレスチナ人の安全と保護をはかるのに緊急に必要な措置にしても、安保理決議 605（1987）の発端となった事態の原因を除去す

ることはできないし、この地域に平和をもたらすこともできない。根源的な問題の解決は安保理決議 242（1967）および 338（1973）を基礎とした包括的、公正、永続的な解決策によらざるをえない以上、またパレスチナ人の民族自決権を含む正当な権利を十分に考慮するならば、必要なのは安保理の指導のもとに国際社会がイスラエルおよびパレスチナ人双方の利益を保証し、お互いに平和に暮らせるような解決策をめざして、効果的な交渉のプロセスを推進することであろう。こうした努力を促進する機会が、今後数カ月間に訪れるかもしれない。

中米情勢は、低開発と不公平な社会経済構造に端を発する社会内部の激動の結果である。1987年 8月に調印されたグアテマラ協定は中米 5カ国大統領の、この地域の問題については外部からの干渉や地政学的紛争の圧力とは無関係に解決法を見いだしたいという決意を示していた。私はその和平工作に関する公平な国際検証に参加することを承諾した。私はまた総会の要請によって中米向けの特別経済協力計画を作成し、これは 5月に総会によって検討された。しかしグアテマラ協定の調印から 1年後の現在、平和へのはずみはどうやら弱まりがちであり、今日までに得られたかなりの成果も重大な脅威にさらされているように思える。この協定の最大の利点は、民主化と戦闘行為の停止という二つの大まかな側面で、同時に前進をはかるよう定めていたことにあった。その成功は、加盟国ばかりでなく関係するすべての諸国および当事者がこれを完全に順守し、一致協力するかどうかにかかっている。

朝鮮半島情勢は、第二次世界大戦およびその余波の遺物である。南北両国間の継続的な対話は未解決の諸問題を大きく解決へ前進させるだろう。そのためには、それができる立場にあるすべての人々が、南北間の対立点の友好的な解決に役立つ雰囲気の育成に協力する必要がある。私は両国が希望するならばいつ、いかなる方法ででも協力する用意があり、両国ともこれを承知している。

南部アフリカ地域が悩まされている紛争には、三つの側面がある。ナミビア問題と南アフリカの近隣諸国に対する攪乱工作と南アフリカ自体のアパルトヘイト政策――の三つである。ナミビア問題での前進に関してはすでに報告した。攪乱工作はこの地域全体の平和を脅かしている。人種差別は現代の精神とは真っ向から対立するものであり、そうした状態の継続における、あるいはそれに関連する事態は、アパルトヘイトを消滅させねばならないという、これまでは顧みられなかった国際社会の再三再四の呼びかけに一層の重みを与える。このような呼びかけは南アフリカ政府に、アパルトヘイトの終結という、公正であるばかりか不可避でもある事態の受け入れを認める新たな機会を提供している。私は南アフリカ政府に対し、この精神に沿ってこれを受

諾するよう訴えたい。このような方針転換の延期や回避には、南アフリカとその近隣諸国のすべての国民が必ずや避けたいと願うに違いない危険が満ちている。

III

努力の積み重ねと可能性が開けた結果として、現在ではわれわれに共通の努力目標に新たな展望が生まれている。われわれは世界情勢の新たな段階を迎えているのではないかという見方を最近しきりと耳にするのは、このためであろう。私はこのような見解を、政治家の公約とも科学者の結論とも受け取らない。その正しさを証明するためには、膨大な種類の活動や政策が必要である。しかし各種の問題について現状打破をはかる機会をとらえるためには、主要な政治問題の解決と取り組むにさいして味わってきたさまざまな経験が何を意味するかを、成功例や行き詰まりに終わったものも含めて、思い起こすことが重要ではないか。私はこの報告で、このような意味合いや国連にとっての新しい展望を取り上げてみたい。国連に対する一般の関心の復活はどちらかといえば突然でもあったので、われわれの現在の経験の背後にある長期にわたっての努力と業績、敗北の歩みを振り返ってみることが望ましい。

国連はなぜ、発足して以来の最初の40年間に、憲章が規定した信頼できる集団安全保障システムを確立することができなかったのか。その理由は、われわれすべてが承知している。このシステムは、第二次世界大戦で勝利を収めた諸国の偉大な同盟関係がその後も継続され、力を合わせて世界平和の守護者となるとの仮定のもとに組み立てられていた。しかも、この世界機構の生みの親のひとりだった故ルーズベルト大統領の言葉によれば、このシステムは「一方的な行動や排他的な同盟関係、勢力圏、勢力の均衡その他、何世紀にもわたり試みられながら、常に失敗を繰り返してきたすべての便法に終止符を打つ」ことを意味していた。この地球上で戦われたもののなかでは最も広範囲にわたったあの戦争の苦い記憶が、国家関係の古いパターンを一変させるものと期待されていたのである。

しかし、国連の創設初期における事態は、予想を裏切っていた。期待されていた根本的な変化は、世界の最大勢力の関係に関する限り、さまざまな要因によって阻害された。一連の状況が依然として、相互不信と恐怖の環境をつくり出し続けた。このような環境のもとで大国はしばしば、国連に対して異なる見方をとり、その結果、大国の共同の努力によって解決できたはずの問題も、逆に大国間の論争点をさらに

増やすこととなった。世界平和に永続的な基盤を与えようとした国連の前にはこうして、とうてい克服し得ないような障害が築かれたのである。

それによって続いた困難な時代には――しかもそれが何十年も続いたのだが――国連の根本的重要性を信じていた人々の多くは守勢に立たされた。彼らはやむをえず、国連が特定のケースであげた政治的成果を列挙したが、それも現代の重要な未解決問題と比較すると小さく見える。しかし私は、国連の業績はいずれの段階においても、存在価値を示すために挙げた実績の例よりもはるかに大きかったと信じている。安保理の常任理事国が共通の取り組み方をつくり出せなかったため、国連が国際の平和と安全の維持という分野でしばしば行き詰まりに陥ったことは揺るがせない事実であるにしても、だからといってその困難に屈服して、平和と安全のための努力を怠ったことはないということも、これまた重要な事実なのである。国連は工夫を凝らしながら、また現実に即しながら、せめて紛争の緊張を緩和させるための新たな方法を見いだしてきた。もしも何らかの重要な点で憲章の精神を満たせないことがあったとしても、他の面においてはそれと歩調を合わせてきたし、迅速で平和的な変化の触媒の役割を果たしたことも少なくなかった。

国連は非植民地化の過程で決定的な役割を演じ、これは世界の政治的様相を一変させたばかりでなく、多くの人々に、自らの運命を支配する権利を与えた。人権に信頼できる定義を与えたばかりでなく、人権をより一層尊重するよう奨励するための監視その他のメカニズムを考案してきた。国際法を成文化してもきた。国連に所属する各種の専門機関と協力して、環境や人口、海洋法問題、女性や子ども、老人、障害者などといったこれまでは恵まれなかった階層の問題、さらにはテロリズムや麻薬の乱用、エイズの影響などの問題にいたるまで、新たに登場した問題や懸念が高まっている問題に対処するためのガイドラインを作成してきた。災害や緊急の人道的援助を必要とする事態に対応し、難民に保護を提供してきた。最貧地域における予防可能な疾病の征服キャンペーンではとくに目覚ましい成功を収め、食糧の安全確保や子どもの生存問題についても措置を講じてきた。世界経済が緊急事態を迎えていることについての認識を高め、開発計画や専門機関を通じて、開発途上国に対する経済技術援助の重要な源泉となってきた。

政治の分野では国連は、安保理事会の常任理事国間の対立によって動きがとれなかった場合においても新機軸を生み出す才能を発揮し、どの角度から見てもお飾り程度などと見くびることの出来ない役割を演じてきた。武力紛争を限定、コントロールするために繰り返し行動を起こしてきたが、もしそれによる平和維持活動が行われてい

なかったならば、これらの紛争は疑いなく、より広大な地域に重大な脅威を及ぼしていたことだろう。また主要な国際紛争に関しては、公正な解決策の条件を提示した。このような条件の作成は、紛争を制御可能な範囲に抑制し、和解につながらない要因を除去するのに第一に必要な用件であるが、国連はこの必要条件を満たそうと努力を重ねてきた。重点はとりわけ、軍備の制限と軍縮、民族自決権、人権の促進などといった、世界平和の強化に不可欠な重点目標に置かれてきた。

このような成果は、人類の歴史においても最も大規模な変動を背景として達成された。新興諸国の出現は世界的な関心事の拡散と時を同じくしていたが、これは私がすでに言及した新たな諸問題や科学技術の進歩の影響、新たな権利意識の高揚によって社会の内部でも社会相互間でも、昔ながらの不平等はもはや容認しなくなってきたことなどにも原因があった。国連は世界共同体という考え方を具現したばかりでなく、各国が共通の問題に対して一致した取り組みができるようにするための基盤も確立したのである。

IV

われわれの経験はこのように、各種の世界的な問題に対して加盟国に共通の利益を反映させながら協力して対応することは、十分に実行可能であることを示している。われわれはいまや、こうしたアプローチをさらに、未解決の主要な政治問題の解決にも拡大できそうな段階にまで到達したし、まだ到達していなかったとしても、そのそばまで近づきつつあるのである。

前回の総会以来の理解や態度の変化については明らかな兆候が見受けられるが、これはわれわれがいまや世界的なレベルで、たとえ緩慢、あるいはまた時には不確実であるにせよ、新しい国家関係のパターンへの移行に立ち会っているらしいことを物語っている。このような推移の背後には必然性の論理が作用している。際限のない軍備拡大競争には負担し切れないほどのコストがかかるうえ、測り知れない危険がつきまとうことから見ても、これは当然の成り行きであろう。これは、安全は軍事的な観点のみから考えることはできず、軍事力の適用もこれまで期待されていたような方法で問題を解決することはできないという理解によって支持を得ていた。また、経済の近代化にまつわる問題や、経済成長が取り残した社会問題にこれまで以上の関心を注ぐ必要が生じたことによっても促進されているし、そうなる可能性がある。異なる

社会体制に属する諸国間に、政治的な連帯はともかく水平の協力関係をめざすという傾向が見受けられることも、その表れである。これは世界の経済力の多極化に対応するものでもあろう。このような要因は科学技術の革命や世界的な相互依存感とも相まって全世界の指導者に、将来展望の根本的修正を呼びかけているように思われる。もちろん、その過程において一時的な後退もしくは退歩が起こらないという保障はなく、勢力のブロック同士の関係に動揺が生じる可能性も無視することはできない。しかし現在ではこの傾向が、近年のいかなる時期をも上回る説得力をもつ要因によって一層確立され、支えられているようだ。このような過渡期が国連にどんな影響を与えるか、また国連によってどんな影響を受けてきたかは、われわれの熟慮に値する重大な問題である。

国際社会はソ連およびアメリカの指導者が1987年12月、核戦争に勝利者はなく、決して戦われてはならないとの共通の認識を表明して、両国政府間における建設的対話の開始と中距離核戦力廃棄条約の締結を発表するにさいして示した政治的手腕に対して、当然ながら喝采を送った。国連を通じて政治的意識を表明している国際社会は、世界最強の両国間の対立を狭めるこうした合意の、単なる立会人ではないと私は考える。国際社会は当面の諸問題に重大な影響を受け、それに関心を抱いている。国連がとくに核の分野における軍備制限・軍縮の目標を堅持し続けてきたこと、また加盟国の大半が非同盟を宣言して、対立する勢力圏の拡大という概念を暗黙裏に否定してきたことは、大国間で現在続いている相互和解の過程に、それに必要な政治的および精神的な環境を提供するのに役立ってきた。この過程の背後では、軍備の均衡とその経済的コストにまつわる計算のみならず、大国以外の諸国の態度もまた、大きな役割を演じてきたのである。

V

大国は国際社会のシンボルとしてのみしか世界的な機構を必要としないし、それが開く会議にしても、単に定期的な協議に好都合な機会を提供するにすぎないという考え方も存在する。この見方はどうやら、一、二の大国がさまざまな場合に表明してきた国連の仕組みに対する不満に支えられているようだ。これはしかし、これらの大国もまた変わりつつある世界情勢のなかで、尊敬され影響を及ぼしうる地位の維持に関心を抱いていることを見逃している。大小を問わずいかなる国にとっても、その影響力をよい意味で高めるうえで、国連に勝る舞台はおよそありえない。国連はどの国に

も、その知識と経験をもとに、率先して世界的な課題の設定や、新たな関心事や新たな問題解決法への注意喚起、平和的な変化の過程への貢献などができる場を提供している。大国であれ小国であれ、国連に対して程度のいかんを問わず背を向けることは、その実際もしくは潜在的な影響力のかなりの部分を放棄してしまうことを意味する。一方で国連憲章に忠誠を誓っておきながら他方で国連を無視するといった二股政策は、共通の目的を達成するために各国の行動を一致させるという目標に反することになるだろう。

それに大国にしても、通常は他の諸国と同様、対立点は国連とは無関係の交渉を通じて解決あるいは縮小しているものの、他の諸国や、何らかの意味で彼ら同士の関係にも影響を与えるような問題と取り組むに当たっては、やはり国連を必要としている。つまり大国もその意味では、加盟国の大多数の願望に対して思いやりを示す必要に迫られているのである。このような願望は純粋な懸念に基づくものであって、決して、いずれかの大国の政策に対する根本的な反対や、ましては敵意に基づくものではないと私は確信している。国連にはだからこそ、その活動に対する不承不承の参加ではなく積極的に参加するための、より少なくではなく、より一層の支持が必要なのである。

私は、総会での討論における修辞学的インフレーションを抑制し、丁重な対話を促進するとともに、できれば、たとえ漸進的にではあっても、討論と交渉の釣り合いをとろうとして進められている努力を歓迎する。議会や外交の場で用いられるこうしたアプローチは、国連にとってもやはり不可欠である。継続的な公開討論の目的は交渉をめざして圧力を及ぼすことにあり、それが不可能になったとすれば、本来の目的もくつがえされてしまう。決議の目的は、達成されるべき目標を明確にし続けるとともに、そうした目標が他の多くの関心事のなかで見失われないよう保証することにある。決議はそうあってこそ初めて交渉の成功に不可欠の要因となり、無意味な言葉の羅列や単に理論を公式化したものではない、真の意味の決議として受け入れられようになる。しかし決議も、ありふれた内容にすぎないような印象を与えては効力を失ってしまう。決議の意図をより明確にするとともに、広く共有される関心の表現、あるいはそれを想起させるものとして決議を尊重させるという二重の必要条件を満たすためには、すべての人々が政治的態度を改める必要がある。

VI

現在の世界情勢に見られる基本的な事実のひとつは、地球を破壊できる力は僅かな手に集中しているのに、平和を築き強化する力は広く分散していることである。

関係者や関連する見解のすべてが完全に代表されるよう保証できる唯一の手段である国連の活動はしたがって、地域紛争の解決という重大な課題にとって中心的な役割を果たす。国連がこの種の紛争の取り扱いに長年にわたる経験を備えていることは、健全で実行可能な将来の政策を編み出すうえで考慮する必要がある、重要な意味をもっていると私は考える。

そうした意義のいくつかは国連憲章に直接起因しているため、繰り返し述べても、わかり切ったことを強調するように受け取られかねない。しかし、われわれがいまようやく到達した希望に満ちた段階では、それが新たな、実際に応用できる効果を帯びるようになっている。たとえば憲章が定めている、国際的な紛争は平和的手段によって、また正義および国際法の原則にしたがって解決することという義務にしても、これはそうした紛争が、安保理の不断の再検討のもとに置かれねばならないことを意味している。つまり、どちらかといえば休止状態にある紛争に対しても、受動的な態度で臨むことは許されないのである。いかなる紛争についても、本質的にもろい現状に対して暗黙の了解を与えることは、とうてい正当化することはできないのである。

われわれの現在および最近の経験がもたらすもうひとつの意義は、武力紛争が発生した場合には、またそれが持続する限りにおいては、いかなる諸国もその地位を問わず、その紛争の規模や激しさを増大させることがないよう、最大限の注意を払う必要があるということである。これは、犠牲者とみなされる側に対して思いやりを示すことをも除外するものではない。私が５年前の年次報告で述べたとおり、地域紛争はいまや、より強力な諸国間の代理戦争とみなされるようになっている。大国間の相互関係の改善は、こうした危険な傾向を阻止しうる。しかし、それに関係しているのは大国だけではない。たとえ直接の当事者のみに限定できるはずの紛争であっても、それに大国ないしは中程度の大国間の軋轢が移植されると、その結果は、紛争がたんに拡大されるだけではない。頑迷な態度を続けてもよいと励まされたように当事者の一方が感じると、結局は双方ともに、妥協の可能性を探る必要を感じなくなってくる。さらに、憲章が定めている紛争解決に当たっては国連を活用し、これを支持しなければならないという義務は、いわゆる消極的中立とは相容れないものである。

憲章にうたわれた集団安全保障体制の成否は、安保理の常任理事国が紛争に対して、その発生と同時に共通の使命感をもって臨むか否かにかかっている。これらの諸国が地域的な問題を彼ら自身の対立関係の枠組のなかでとらえている限り、解決の道は閉ざされる。外交的な景観からこのような暗い影を取り除くことができてこそ初めて、こうした問題にも正しい相関関係に基づいて取り組むことができるのである。そうなれば、拒否権の行使もより分別のある、理にかなったものとなることだろう。憲章の根底にある原則のひとつは、安保理の理事国という地位は常任理事国か非常任理事国かを問わず、片務的な立場ないしは利害に基づく機能ではなく、平和の大義への奉仕とみなされるべきだということである。安保理決議 598（1987）の採択に伴って、この理事会の調停者としての能力の回復を求める、うれしい、しかも一致した関心が示されている。安保理をより効果的にすることに関して私が1982、83両年の年次報告で提案したアイデアのいくつかを再検討するのにふさわしい、新しい道が開かれたのである。

安保理をより効果的にするために、理事会がある紛争について決定を下した場合にはすべての加盟国が、その合意文書を受け入れるだけではなく、強力な外交的支持を提供するという意味においても、全面的な支援を与えることが必要となる。憲章は明確に、加盟国は公正な解決を促進するため、集団的な影響力を行使するよう呼びかけている。しかも安保理は、国際の平和および安全の維持という責任のもとに課せられた義務を遂行するに当たっては、すべての加盟国に代わって行動しているのである。

平和維持活動はさまざまな紛争を通じて、絶対に必要不可欠であることが立証されてきた。しかしその成否は、当事者の承諾が得られるかどうかだけではなく、安保理が明確で実際的な権限と加盟国の部隊を提供する用意、適切な財政的取り決めなどに基づいて一貫した支持を与えるかどうかにもかかっている。変転する国際情勢を考慮するならば、こうした要件はさらに重要性を増して、国連により広範な平和維持活動の役割を与えることにもなりうるのではないか。この活動はいずれは、海洋環境にも拡大したり、国際的な影響をもつ新たな種類の情勢にも適合させる必要があるかもしれない。国連にはまた、時には予告なしに、直ちに平和維持活動を開始できるような体制を整えておく必要があることにも、関心が払われてしかるべきだと思う。しかし現在、国連の平和維持活動に対して安保理事会のすべての常任理事国が賛成していることは喜ばしい。これらの活動に従事する平和の兵士たちが示している勇気とヒロイズム、献身に対しては、われわれ全員が衷心から感謝を捧げるものである。

平和維持活動ももちろん、包括的な解決をめざす交渉の序曲とならない限り、あるいはそれを伴わない限りは、単なる一時的な緩和剤としかなりえない。紛争の根底にある論争の解決問題が行き詰まりあるいはそれ以下の状態にある場合には、挫折感や絶望感が生じて、長い目で見るならば、それが紛争の軽減や抑制にいかに成功してきたかとは無関係に、平和維持活動そのものの有用性を危険にさらすことになるかもしれない。

私はさらに、より率直な種類の外交を採用すれば、平和維持の可能性はより一層開けてくるのではないかと考える。平和は合意の幻想によってではなく、合意そのものによって確保されるということを忘れてはならない。交渉が想定されている場合には安保理の決議採択は、必ずしもそれに必要な外交のプロセスを締結させるとは限らないにしても、せめてその基盤を築くことができる。決議に基づく交渉も、もしもその規定に関する当事者の解釈が異なれば一層困難となる。論争の的である問題に関する合意文書の採択は、解決条件を定義するという点で明らかにメリットがあり、その意味ではあいまいな定義も（交渉にある程度の自由裁量を与えるという点で）、定義がまったく下されないよりはましである。しかし解決策を浮かび上がらせるために要求されるのは、単に安保理の理事国が合意文書を支持することだけではなく、これらの理事国がその文書をそろって理解し、それに応じて政策を調整することなのである。紛争の解決には、認識や利害、イデオロギーの相違とは無関係に、憲章の精神に沿って一貫した態度をとることが不可欠である。

ＶＩＩ

平和の展望を強化するためには平和維持活動以外にも、国連の具体的な活動が必要である。特定の情勢に対応した平和へのイニシアチブが進捗するにつれて、被害を被った住民を救済し、故郷を追われた人々の更生をはかるという政治的また人道的な見地のいずれからも不可欠な任務は、主として国連の責任となってくる。アフガニスタン向けの人道経済援助計画は、和平をめざす努力を支持する協力計画の増強とともに、そのなかでも特に重要な一例である。また、たとえばエチオピア、レバノン、モザンビークなどに対して行われている緊急援助活動も、紛争その他の有害な状況によって生じた大規模な災害を緩和するために国連が引き続き活躍していることを物語っている。これまでに国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）、国連パレスチナ難民救済事業機関（ＵＮＲＷＡ）、世界食糧計画（ＷＦＰ）、国連児童基金

（ＵＮＩＣＥＦ）その他の機関が貧窮する難民や、強制追放されたり被害を被ったりした人々の基本的な必要を満たすために行ってきた活動は、こうした努力を支えるのに十分な基盤を確立している。物質的援助を求めた要請に物惜しみなく応えてくれた各国に感謝したい。

ＶＩＩＩ

紛争の解決は国連の第一の責任であるが、平和を維持するためには、紛争の回避も同様に必要である。

アジア、アフリカ両大陸と中南米は国連が存在した期間を通じて、数多くの武力紛争の舞台となってきた。各国が国連その他の多角的な機関の仕組みを容易に利用して紛争の解決に役立てられる時代だというのに、それにもかかわらず国家間の紛争が発生するというのは、現代の最も不安な特徴のひとつである。イラン・イラク間の戦争における死者の数は、戦争がどれほどの人的犠牲を強いるかの証拠をこのうえなく、しかも決定的に証拠づけているといえるだろう。

幸いなことにアジア、アフリカ、中南米の各地ではいま、かすかな希望の光も見え始めている。地球上のいくつかの地点で、共通の地域展望が生まれつつある兆候が見受けられる。さらに、各国がその紛争を司法的解決に委ねるという好ましい手本も示されている。私は加盟国に対して、法的に決着をつけることが可能な紛争はできるだけ国際司法裁判所（ＩＣＪ）に付託するよう呼びかけたい。こうして法に頼るという伝統が確立されれば、予想できない損失を伴う多くの紛争を未然に防止できる。そればかりでなく、世界的レベルの認識と態度の変化によって生じる期待は、もしも同様の変化が地域レベルでも不安や疑念を取り除けば、大いに強化されるだろう。

20世紀後期においては、激烈な内乱や社会混乱も地球上の特定の地域だけのものではなくなっている。変化が絶え間ない現状では、人間社会ではさまざまな要因がくすぶり続けており、それが爆発的に燃え上がることが少なくない。麻薬やテロリズムを横行させる犯罪の国際化はその最も悲しむべき兆候であって、現在と将来の世代を新たな惨害から救うために加盟国が多角的な協力を強化しない限り、国家間の友好関係をもくつがえす恐れがある。人間社会に対するこのような新たな危険と戦う方策と手段に関して、国連は明確な態度をとってきた。しかしこれらの手段も、加盟国が社会

的結束を維持かつ強化する場合のみしか、使用することはできない。

国際社会は近年、国際法を軽視する風潮によって多大の苦痛を味あわされている。もしも各国が国内での必要性を理由に、厳粛に遂行を誓った国際的な義務を踏みにじることが許されるならば、国際的な信頼も流砂のように油断ならない状況に頼らざるをえなくなることは明らかである。主権国家で構成され、利害が相対立する複雑極まる今日の世界では、すべての諸国が尊重する国際法なしでは、多角的な協力の安定した枠組みもありえない。自明の理のように聞こえるかもしれないが、国家をはじめとする国際的法人は、正当に締結され効力を発した条約によって拘束されていることを強調しておく必要がある。条約は誠実に順守、履行しなければならないという原則については「口約束にも忠実に」ということわざもあるほどだが、これは憲章の基礎をなすものである。国際的な合意の尊重は、国際法の基本的原則のひとつであるばかりでなく、組織化された国際社会の基盤でもある。もしもこの原則が放棄されるならば、国連の活動や、その傘下の機関の決定の効力、法的に決着をつけうる紛争について国際的な調停あるいは法的な解決を求めることなども含めて、現代の国際法と機構の上部構造のすべてが崩壊してしまう。完全で一貫し、実行可能な法体系のもとに活動できる世界の達成をめざして努力することは、大小を問わずすべての加盟国の利益に等しく合致している。この目標に反するいかなる活動も、すべての人々に等しく危険を及ぼさずにはいない。

ＩＸ

軍縮と軍備の規制を、憲章を引用すれば「世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少なく」しながら達成することは、国際関係の改善と平和の強化にとって決定的な試金石となる。憲章は、軍備拡大競争がまだとうてい現在の規模には達せず、現在のように世界レベルのみならず地域レベルでも国家間の緊張の原因と結果になろうとしてはいなかった当時、すでに軍備規制の方式を予見していた。

軍縮を統制し、それにかかわる問題点を定義する原則の作成に関しては、その後の年月の間に少なからぬ成果が達成された。しかし、こうした原則を実際の計画として実行に移すことは依然として、実現困難な目標として取り残されている。軍拡競争は世界的な、時には誇張された相互不信の環境のなかで、いわば不可避といった雰囲気を備えるようになり、それを停止、逆転させるための討議など無益のようにも受け取

られた。だが米ソ両国によって中距離核戦力（ＩＮＦ）廃棄条約が調印されたほか、戦略核兵器も削減される見通しになってきたことに示されるうれしい変化は、今年5 月31日から 6月25日まで開催された第 3回軍縮特別総会に、幸先のよい背景をもたらしたように思えた。この特別総会に非常に多数の各国指導者が出席したことは、この問題に対して全世界で抱かれている関心と期待の高さを象徴するものであった。議事も概して論争を避けながら進められ、採択を求めて提出された文書の大部分が合意を見た。

このように好意的な状況だったにもかかわらず、最終文書全体については合意が得られず、採択されなかったのには失望を禁じえない。採択を妨げた問題点のうち少なくとも 2点は、中東と南部アフリカ情勢をめぐる争点に関連するものであった。つまり世界的な戦争と平和の問題においても、こうした地域的な問題が影を投げかけているのである。とはいえ、軍縮により焦点を合わせた展望が浮上してきたことは、いくつかの重要な提案が一致して受け入れられたことによっても裏付けられており、これは総会での実のある討議と活動の基礎を提供している。

軍縮は最も強力な二カ国のみの排他的な責任ではなく、すべての諸国の共同の事業である。

核軍縮は今後も第一の関心事であり続けねばならないが、通常兵器の軍縮も新たな重要性と緊急性を獲得している。

軍拡競争の質的側面にも、その量的側面とともに取り組む必要がある。

国家安全保障は、世界的な問題と国際的な関心事を含むより広い視点から考える必要がある。

軍縮および軍備管理の目標は、紛争を解決し、信頼を築き、経済・社会開発を促進するための努力とともに追求しなければならない。

軍縮のための既存の機構はより効果的に活用できるし、また活用されねばならない。

この特別総会で特筆できるのはそのほか、可及的速やかに化学兵器条約を締結する必要があること、兵器移転の現象に関してはそれが現実あるいは可能性がある紛争に

及ぼす影響とともに考慮すべきこと、軍縮の達成には最新の技術を駆使する必要があること、宇宙開発能力をもつ諸国に対して、宇宙は平和目的のみに利用するという目標に積極的に貢献するよう促す必要があることなどに関して、共通の立場が表明されたことである。また多角的な軍縮および軍備管理条約の検証問題に関しても、国連に果たしうる重要な役割については、徹底的な検討が必要である点についても合意が成立した。

この特別総会で最終合意文書が採択できなかったことはともかく、以上のような要素は軍縮をめぐる国際的な課題にこれまで以上の広がりと実質を、また実際的な雰囲気を与えるのに役立つと私は信じている。近い将来の合意が可能な措置に関する交渉については、直ちに関心を注ぐ必要がある。これらの措置には、最強の両軍事大国が保有する核兵器の一層の削減や、化学兵器の開発、生産、貯蔵、取得、移転および使用の禁止ならびに廃棄に関する条約の締結などが含まれている。この後者は、イラン・イラク戦争で化学兵器が用いられたというショッキングな証拠も明らかになっているだけに、ますます必要性が高まっている。通常兵器の蓄積がとくに地域的な脈絡において非常に増大していることにもまた、兵器移転問題ともからんでいるだけに、緊急に取り組む必要がある。

核兵器の取得を防ぐための障壁として立案された核兵器の不拡散に関する条約（核不拡散条約）は、軍備制限の分野では最も多くの国によって調印された多国間条約である。しかし、これらの兵器が垂直、水平に拡散するというまさしく現実の危険を除去するためには、さらに努力を強化する必要があるのではないかという懸念も高まっている。この危険を緩和するために重要な手段のひとつは、この条約が普遍的に支持されることであろう。1990年に開かれる予定の第 4次締約国再検討会議は、核不拡散体制を強化するための新たな方法と手段を見いだす機会を提供するだろう。この会議の成功は、核兵器実験の完全停止を達成し、こうした兵器の絶え間ない改良と拡散を停止させるための努力に強力なはずみを与えることだろう。

限られた諸国しか参加しない合意や仕組みでは、基本的にはそれなりに重要であるにしても、現在の軍備情勢によって引き起こされた政治環境を変えることはできないし、軍縮措置に必要なすべての諸国の誓約を取りつけることもできない。多国間の軍備制限、軍縮条約の検証も、また軍縮と開発との関係にしても、多国間という枠組みの範囲内でのみしか、うまく取り組むことはできない。国際関係の永続的な改善は結局のところ、国連がこの分野における使命を果たせるかどうかにかかっているのである。

X

世界人権宣言の採択40周年記念日は、変転する世界情勢が、憲章に表明された人間の尊厳と自由の拡大という考え方に新たな意味と緊急性を加えている時期にやってくる。

現在の国際情勢でとくに嘆かわしいのは、基本的人権の侵害行為がさまざまな国や地域で頻繁かつ大規模に行われていることである。即決の逮捕や処刑、失踪、組織的な慣例と化した拷問、非武装のデモ参加者の殺害などは、世界の良心に依然として重い負担を負わせ続けている。多数の人々の強制移住や、なんと大虐殺さえ行われたとの報告もある。このような恐ろしい状況を抑制し、将来の発生を防止するためには、加盟国が適当な時期を見て重大な関心を示すことが不可欠である。

人権の分野における国連の活動は、「世界人権宣言」をはじめ、その後に締結された二つの国際人権規約と「市民的および政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」などに示されるとおり、人権の順守に関して普遍的に受け入れられる基準を定めてきた。この活動はなおも続いており、たとえば、とくに傷つきやすい二つのグループ、すなわち子どもと季節労働者の権利を保護するための規約の採択も近づいている。各国政府とこの問題に関係がある専門家委員会との建設的な対話の基礎も設定された。今年は、そうした機関のうち最新のものである反拷問委員会の初の会合も開催された。しかし、人権尊重を促進するために設けられた条文に現実に即した実体を与えるためには、まだまだ努力が必要である。こうした権利ににしても、それについての意識が社会の政治的気風において大きな要因とならなければ、否定されたり切り捨てられたりしてしまうことだろう。

重要なのは個々の市民が、基本的人権とそれを守る方法、それを保護するための国内法や手続き、慣行などの存在を承知していることである。したがって国連のこの分野における活動にとっては、今年ばかりでなく将来も、人権についての情報を最大限に普及させ、その保護に関して助言と技術援助を提供することの二つが重要目標となる。人権の侵害を監視し、そうした事例について関係各国の注意を喚起するために――これは多くの場合、事務総長によって内密に行われたのだが――根気よく作り上げられたメカニズムが存在し、また国連の各機関が政府および非政府機関の懸念表明の焦点として機能していることは、人権の享受の普遍化という大事業に測り知れない役割を果たしていることを証明している。

既存のメカニズムは引き続き強化しなければならない。人権に関する宣言と規約の普遍的な批准および忠実な履行はとくに重要である。国際社会はこのように多様な手段を通じてこそ、人権の否定と対決し、それを矯正する方法を編み出すことができるのだ。強力な人権計画は、われわれの他の分野における課題との取り組みも大幅に容易にすることができる。

XI

国際社会は経済の領域では、債務、貿易と商品、それに人的資源の開発の三つの分野で、直ちに行動を起こす必要がある。

多くの開発途上国では、対外債務の圧倒的な重荷が開発の努力を損なわせている。とくにアフリカの最貧国の債務問題対策については、いくらかの前進が達成された。これには、私が昨年任命した「アフリカへの財源還流に関する諮問グループ」が作成した報告書が貢献したことをうれしく思う。しかし中間所得諸国が抱える問題も、それに劣らず急を要する。債務危機に関しては債務国と債権国の双方に共同責任があることについては次第に認識が高まっており、現在の行き詰まり状態の打開に対する共通の関心にしてもしかりである。直ちにこれまでの約束を実行するとともに、革新的な解決策を求める努力を増強する必要がある。私は第42回総会の決議に従い、開発途上国の債務問題について永続的、公正かつ双方に好ましい解決策を見いだす方法を探るため、自ら識者グループと会談した。この点については別個に、総会に報告書を提出する。

債務の救済は問題の一側面にすぎない。開発努力を支えるために財源を還流、特にコンセッションによる還流を増大させるのには、それ以外にも補足的な活動が必要である。経済開発の速度を回復、加速するためには、国際環境の改善も必要条件のひとつとなる。そのために欠かせないのは、国際貿易のより活発で健全な成長の回復をめざした前進である。12月にモントリオールで行われるウルグアイ・ラウンド貿易交渉の中間再検討までに、具体的な成果が得られるよう各国があらゆる努力を払うことが肝要である。私はまた多くの機会に、商品問題は直ちに再検討して、商品に依存する諸国の窮状を軽減するためには今後、実際にさらにどんなことができるのかを探る必要があると強調してきた。

開発は究極的には、人間を取り巻く状況の改善を意味する。国連および専門機関が人的資源開発の重要性に関心を集め、極度の貧困を緩和する活動を促進するために払ってきた努力に感謝したい。打撃を受けている開発途上世界のすべての地域で、このようなイニシアチブが一層はずみを増すことを私は期待している。

国連アフリカ経済復興開発行動計画は私に、アフリカでの事態を監視する特別の責任を与えている。われわれは現在、この行動計画に基づいてこれまでに達成された進歩の再検討を行っている。大方のアフリカ諸国は、国内経済政策の調整を実行するために真剣な努力を払ったにもかかわらず、気候条件や国外の不利な経済環境が及ぼす過酷な影響をほとんど軽減できないでいる。有望なスタートが切られたとはいえ、このプロセス全体が重大な障害に乗り上げるのを防ぐためには、先進諸国がより速やかに、これまでの約束を実行する必要がある。

国際社会は緊急の必要にも、また極度の窮状を直ちに緩和するための要請に対しても、物惜しみなく対応している。しかし長期的な開発が危うくなった場合には遺憾ながら、国際的な援助計画もそれほどの支持を集めていない。アフリカで立証されたように、影響を受けたグループが生産的な生活を再開するためには、この種の計画が不可欠なのである。さもないと何百万もの人々が、生存を外部からの援助に依存しながら、貧しい生活を送り続けることになってしまう。そうした人々が再び自立し、国家の開発に貢献できるようにするためには、どうしても救済活動を実施しなければならない。

こうした諸問題の相互関係や国民経済の相互依存関係を、また過去40年間の世界経済に起こった劇的な変化を考慮するならば、国連は、われわれがいま直面しているチャレンジや今後予想されるチャレンジに対する集団的な反応において、より一層の調和と一貫性を達成できるよう努力する必要があるだろう。しかし、政治の分野で国連が果たす役割の重要性は広く支持されているものの、どうすれば経済・社会問題の全側面について総合的な解決策を見いだせるよう最大限に能力を活用できるのかという点については、依然として論議の余地が残されている。

私は昨年の報告で、経済社会理事会が憲章で定められた責任を遂行できるようにするための強化案のいくつかを提案した。同理事会によって設置された特別委員会は国連が経済・社会分野で設けている政府間機構について、徹底的かつ有益な再検討を行っている。この委員会は経済および社会の分野で多くの活動を取り上げたが、それ

に関する一連の勧告について合意できなかったことは残念だ。しかしその討議は、重要な一般原則についてはかなりの合意が存在することを示しており、これは今後の行動の基盤となりうるだろう。

私は経社理が、履行されれば同理事会の政策ガイドライン提供能力、および国連組織全体の経済、社会活動を監視、調整する能力を大幅に向上させる決議を採択したことを歓迎する。この決議と特別委員会の報告は、現在進行中の改革のプロセスについての将来の審議に大いに役立つであろう。このプロセスに関連しては、さらに二つの点に触れておきたい。

その第一は経社理の有効性は、優先事項の明確な定義づけに役立つ、信頼できるガイダンスの提供能力にかかっているということである。私は現在もなお、もしも理事会が高度の政治レベル、できれば閣僚レベルで開かれて国際社会にとってとくに重要な問題を検討するならば、この能力は強化されると信じている。このような会議は、理事会の地位と信頼性、有効性を高めるに違いない。

第二は、そして第一の点にも密接な関係があるのは、加盟国は政府間での考慮にふさわしいとくに重要で時宜を得た問題を見分ける、実際的な手段を検討する必要があることである。検討にさいしては、財政、通貨、貿易、開発の諸問題は互いにからみ合っていて、重大な政治、社会的意味合いをもつことに十分に配慮しなければならない。これに関しては、広い意味での持続的開発という概念が重要性をもつ。

世界的な問題が世界的な解決を要求するとき、国連が加盟国にとってどんな価値を発揮するかは誰の目にも明らかである。政治の分野（これについてはすでに述べた）にせよ、経済、社会あるいは人道的な分野にせよ、成功する世界的イニシアチブは、国ないしは地域レベルで活動が実施されることを意味する。これについては、二つの例を示せば十分であろう。

世界保健機関（ＷＨＯ）の指導のもとに開始された世界的なエイズ対策はすでに、この重要な事業の一環として指定された国連開発計画（ＵＮＤＰ）、ならびに国連人口基金（ＵＮＦＰＡ）、母と子の保健衛生問題と取り組む国連児童基金（ＵＮＩＣＥＦ）などに支持された国レベルでの活動に反映されている。

1987年にウィーンで開催された「麻薬の乱用と不法取引に関する国際会議」は国連に大幅に増大された役割と責任を割り当てたが、国連にはそれを果たす十分な用意が

ある。この分野でも国際薬物乱用統制基金（ＵＮＦＤＡＣ）と国連開発計画が国レベルで力を合わせて、個々の活動の開発と実施を援助している。

加盟国が過去12カ月の間に、開発のための作戦活動に重点を置くようになったことはまことに喜ばしい。このような活動が急速に変化する多角的な情勢に十分に対応でき、高まる期待に応えられるよう保証するための、その性格と機構を大きく改善する条件が熟したように思われる。

世界的な目標とそれに関連する国あるいは地域ごとの努力に対する支持との間の連関を活用するならば、1990年代のための第四次国際開発戦略の作成においては、必ずや特定の目標を達成するために行われている各機関の活動のいくつかから、直接の支持を得られることが確実になるだろう。これは経済および社会的分野におけるわれわれの総合的な努力に強みと一貫性を加えるものである。

ＸＩＩ

地球の環境は何にも増して、すべての諸国から結束した反応を呼び起こすべき種類の問題である。しかし、世界的な倫理と必要な法規範が存在しないためにいまでは、分裂を招くような政治的含みをもつ問題を生じさせかねない状況となっている。

この問題は貧困や世界人口が50億に増加したこと、それに持続的開発の見通しなどの問題と連けいしている。また、国際責任の問題もからんでいる。それだけに、単独の国あるいは国家グループにも効果的に対処できないほど多くの側面を有している。首尾一貫した、しかも十分に調整のとれたアプローチは、多角的なレベルのみでしか作り上げることは不可能である。

今年は、温室効果がこの地球に影響を及ぼし始めたという懸念もあるだけに、環境の悪化について全世界で関心が高まった。国連環境計画（ＵＮＥＰ）は世界気象機関（ＷＭＯ）、国際学術連合（ＩＣＳＵ）などとともに、実態および気候変化の原因や影響について国際的に受け入れられる評価の作成に取り組んできた。その目的は、こうした変化を防止、制限、遅延あるいはそれに適応させるための政策を調整することにある。これには、科学者と政策立案者の対話に支えられた国際的な合意を作り上げる必要があり、また必要とあれば、人類の歴史でもかつてないこの不気味な現象

の影響と取り組むための法律文書をひとつかそれ以上、制定する必要がある。

これに関しては、1987年 9月に国連環境計画が開催した会議で「オゾン層を減少させる物質に関するモントリオール議定書」が採択されたことによって、建設的な先例が確立されている。これは「オゾン層の保護のためのウィーン条約」（1985年）とともに国際環境法の制定に大きな一歩となるものであり、世界的な問題が人間の健康や環境に取り返しのつかない損害を与える前に処理する手本を示すものでもある。

このようなうれしい前進の兆候は見受けられるものの、増大する人口がかけがえのない天然資源の使用を余儀なくさせられているため、危機はますますその度を強めている。砂漠化や土壌の侵食、森林の乱伐、膨張した都市が巨大な汚染源となっていることなども、加えて産業が大気中に汚染物質を放出していることも、蓄積される制御不可能なほどの影響を及ぼしうる。一部の農業地域における空前の干ばつや酸性雨、さらに最近になって登場した有毒廃棄物の取引や投棄といった現象は、時宜を得た行動によって防止する必要がある厄介な問題の実例である。これについても、廃棄物の環境的に安全な取扱いと国境を越えての輸送に関する世界的な協定の締結に備えて、ガイドラインが作成されている。この問題には今後なお、情報の交換と監視・コントロールに関する技術援助、事故が発生したさいの緊急対策などが必要である。

ノルウェー首相によって 6月にオスロで開催された「持続的開発に関する会議」が明確に指摘したとおり、環境の分野におけるすべての問題は、共通の故郷である地球を良好な条件に保つため、国家間に真に効果的な提携関係が築かれることを必要としている。

XIII

国連を通じた建設的な多角的活動にいまや巨大な規模と範囲の可能性が開けつつあることを考えれば、国連の財政的健全性は直ちに回復する必要がある。国連は資金なしでは機能できない。資金不足は依然として深刻である。この情勢には、今後数ヵ月間に支払い不能状態を招きかねない当座の現金不足と、準備金の事実上の枯渇の双方が含まれている。準備金の不足は、国連が新たな活動を開始できなくなることを意味している。

財政危機の影響は、国連が担当を義務づけられてきた調停および平和維持活動の責任が増大していることによっても高められている。国連が今後12カ月間に引き受ける可能性がある新たな活動も考慮するならば、年間の総支出は大幅に増加する見込みである。

私は総会に対して、この危機がもつ現金と準備金の両側面を緊急に検討するとともに、このような状態が持続しないよう保証する方法を見いだすよう要請しなければならない。そうした方法には、自発的拠出や無利子の借款などといった新しい資金調達手段と、分担金分担率の変更のような基本的な措置の双方が含まれねばならないかもしれない。

私は、アメリカがこのほど、国連への分担金支払いに関する国際的な法的義務の完全履行をめざすという決定を下したことを歓迎する。これはまことに建設的な事態である。しかし、滞納分の一部の支払いだけでは、国連の財政危機を解決することはできない。すべての加盟国の未払いの拠出金が支払われるまでは、また支払われない限りは、国連はさらに、不十分な歳入と皆無に等しい準備金のままで活動し続けなければならないだろう。だが、国連が現在および予見できる将来も調停、平和維持活動を維持できるようにするためには、私が言及したような他の手段によって準備金を補充しなければならないのである。

XIV

私は国連の改革と刷新を、主たる関心事のひとつとしてきた。事務総長として、40年間にわたる成長と活動のある種のインフレーションが自己再検討に対する官僚的な抵抗を助長してきたこと、われわれはもっと引き締まった、より効果的な機構を必要としていることなどを感じ取ってきた。この点に関しては総会にすでに、今年 4月の分を含めて二つの経過報告を提出しているので、総会決議 41/213 の履行問題の詳細に立ち入る必要はないだろう。しかし、その要点は次のとおりである。

> 改革は国連加盟国と事務局の共同責任である。事務局に関する限り、行政と財政に付随する過程の大部分はすでに、 3年計画に先立って達成されている。現 2カ年間のプログラム歳出予算は、全体の欠員率を専門職員では15パーセント、その他の職員では10パーセントとすることを想定して

組み立てられている。

事務局の政治、経済分野では広範囲な改造が実施されており、広報部門でも進行中である。

国連組織に属する機関相互間の調整改善には多くの手段がとられており、できる限り重複を防ぎ、資源を分かち合うため、出先機関においても徹底的な再検討が行われている。

今日の技術に鑑み、国連の経営情報システムの徹底的な評価も開始されている。その目的は、このシステムをいずれは加盟国と事務局が必要とする情報の統合と提供方法の改善に役立てることにある。

経済、社会分野の改革は、政府間の再検討とも関連している。この点については、経社理の活動に関する項目でもすでに触れておいた。

事務局において達成可能な節約には限度がある。その一例は、国際的な課題となっている問題についての討議に欠かせない会議、図書資料サービスの提供である。今後の会議予定に含まれる会合が減少しないならば、これに関して勧告された規模のポスト削減は、こうしたサービスに大混乱を生じさせるだろう。しかし会合の減少は政府間機構の活動を一部削減することを意味し、これには事務局ではなく加盟国の決定が必要となる。

われわれがそこで直視しなければならないのは、事務局は自らが推進した過程を通じて成長したのではなく、サービスを提供しなければならない政府間機構がより拡大したため、その要請に応えて成長したのだという事実である。国連の政府間レベルの機構合理化には、プログラムや利用可能資源のよりよい利用手順をめぐる優先順序の再検討に基づいた、加盟各国の決定が必要である。もしも加盟国の大半によって受け入れられるならば、このような決定は改革の過程に一層の実質を与えることだろう。

国連職員は過酷な緊張を伴う条件に対しても、このうえなく非凡な精神をもって立ち向かってきたことを付け加えておきたい。国連が欠員率が非常に高いにもかかわらず重要な機能を遂行できたのは、職員が国連に対して変わらぬ忠誠心を示し続けたおかげである。彼らは最近の政治情勢にみられた建設的な発展に対応して、平和のためより一層の活動に邁進する用意と熱意とを示している。しかし、職員から当然のこと

として期待できる付加的努力には限界がある。もし加盟国が、これは当然のことではあるが、国連は最高水準の能力と誠実さを維持すべきだと望むのならば、職員の雇用条件もこれまでどおり競争に耐えるものとしておくよう配慮する必要がある。

改革はそれ自体が目的ではなく、国連が加盟国に対して提供するサービスの改善手段である。主要な紛争も解決に近づいている新たな国際情勢は政治、経済、人道の各分野で国連に、さらに新たな責任を付与せずにはいない。もしも国連が、より建設的となった国際情勢の要請に応えるべきちょうどその時期に財政難に直面するようなことになっては、逆説的であり不協和といわざるをえないだろう。

XV

新しい年や10年単位、1世紀単位、いやさらには千年単位の時の流れの中においても、必ずしも人間の経験のカレンダーに新しいページを開くとは限らない。しかし、20世紀は人間性を驚異的に前進させはしたものの、もしより賢明であったならば避けられたはずの戦争や動乱といった報いも受けたという認識が高まっているように思われる。現在およびそれに先立つ10年は、多大な混乱状態を体験してきた。各国が質的に変わった世界、変わりつつある世界によりよく順応するだろうと考えるのは、もはや空想に等しい仮定ではない。もしこの期待が正しいとするならば、国連はこれまでよりも明確な目的意識をもって活用されるようになるだろう。国連が大国か中小国かを問わず、すべての加盟国によって活用されるようになることを、私は胸に描いている。

国連の憲章とその仕組みは、問題が皆無の世界を約束してはいない。約束しているのは、問題の合理的かつ平和的な解決法である。国家関係における完全な公正さは達成不可能であるかもしれないが、不正を減らすことはできるだろう。核兵器と通常兵器の拡散や政治紛争、人権侵害、貧困の増大、環境への脅威などの大きな危険に、いまではさらに新たな紛争源も加わっている。こうした危険に対応するためには、世界の政治的英知と想像力、それに連帯感のすべてを結集する必要がある。これは、国連という枠組みの中での不断かつ組織的な努力によってのみ達成できる。この点に関しては非政府機関も、とくに軍縮や人権尊重を求める運動において、測り知れぬほど貴重な役割を果たす。将来はこれらの機関に、より一層の献身を要請することだろう。新たに登場しつつある情勢への理解や取り組みに失敗することは、弱者が

苦痛と欠乏を味わい、強者もまたその権威を侵食されることを意味する。国連への支持増大はしたがって、敬愛の念の発露として、あるいはまた理想主義の突然かつ一時的な爆発として求められているのではなく、複雑な国際問題の処理には欠かせないという冷静で啓発された認識に基づいて求められているのである。

1988年 9月
国際連合事務総長
ハビエル・ペレス・デクエヤル

国際連合広報センター
東京都港区南青山１－１－１
新青山ビル西館22階
〒107 電話（03）475－1611～4